

浦安市知的障がい者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定(案)について

～市民の皆様のご意見をお寄せください～

意見募集期間

令和7年9月22日(月)～10月24日(金)

浦安市福祉部 障がい事業課

意見募集概要

1. 件名

浦安市知的障がい者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定（案）について

2. 概要

市では、浦安市障がい者等一時ケアセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の全部を改正し、知的障がい者地域活動支援センターに関して定めます。このことについて、概要をお知らせするとともに行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、意見公募を行います。

これは、行政手続条例に基づく意見公募手続です。

3. 資料

- ・浦安市知的障がい者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則（案）

4. 担当課

浦安市福祉部障がい事業課

5. 募集期間

令和7年9月22日（月曜日）～10月24日（金曜日）

6. 資料の閲覧

市ホームページをはじめ、情報公開室（市役所10階）、障がい事業課（市役所3階）、各駅前行政サービスセンター、中央図書館、各分館でご覧になれます。

7. 提出方法

10月24日（消印有効）までに、以下の方法により提出。

①直接提出 書面にまとめたものを障がい事業課へ

②郵便

ハガキまたは封書で、〒279-8501 浦安市役所障がい事業課へ

③FAX・Eメール

タイトルを「浦安市知的障がい者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定（案）について」とし

FAX 047-355-1294、メール shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp へ

※ 匿名の意見は受け付けませんので、必ず氏名と住所（団体の場合は、団体の所在地・名称・代表者氏名）を記入してください。

また、提出された意見などに個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見などの内容と意見に対する市の考えをホームページなどで公表します。